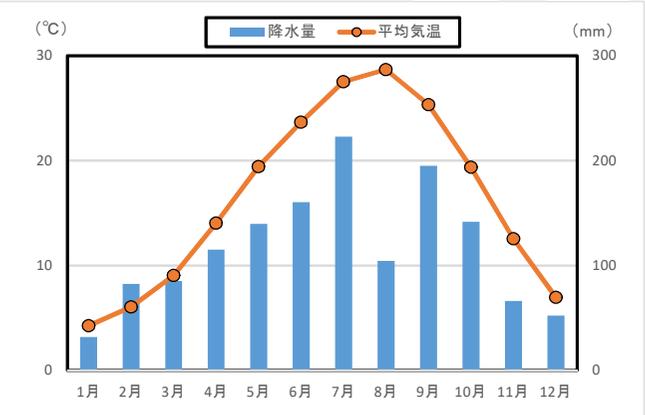
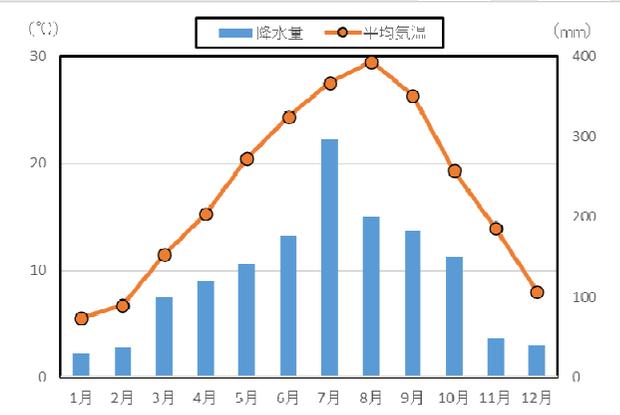


**令和 6 年度 春日井市国民保護計画  
新旧対照表（案）**

春日井市国民保護計画 新旧対照表 (案)

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
1	<p>第1編 総論 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ (1) 市の責務 市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び愛知県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。</p>	<p>第1編 総論 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ (1) 市の責務 市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年6月18日法律第112号。以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び愛知県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。</p>	愛知県国民保護計画に合わせた修正
3	<p>第2章 国民保護措置に関する基本方針 6 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。 また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。 <u>(追加)</u></p>	<p>第2章 国民保護措置に関する基本方針 6 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者(※)その他特に配慮を要する者の保護について留意する。 また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。 <u>※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等を含む。以下同様とする。</u></p>	愛知県国民保護計画に合わせた修正

頁	修正前	修正後	備考																				
5	<p>第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等</p> <p>1 (略)</p> <p>国 (対策本部) ・警報の発令 愛知県 (対策本部) ・警報の市町村への通知 春日井市 (対策本部) ・警報の伝達(サイレン等)を用いる</p> <p>避難 ・避難措置の指示 (要避難地域、避難先地域等) ・避難の指示の伝達 (避難経路、交通手段等) ・避難住民の誘導 (避難実施要領の策定) (消防等指揮、警察、自衛隊等に誘導を要請)</p> <p>救援 ・救援の指示 ・救援の補助 (食品、生活必需品等の給与、収容施設の供与、医療の提供等)</p> <p>武力攻撃災害への対処 ・武力攻撃災害への対処の指示 (消防庁長官による消防に関する指示) ・大規模又は特殊な武力攻撃災害(NBC攻撃等)への対処 ・生活関連等施設の安全確保 ・国民生活の安定</p> <p>指定公共機関 ・放送事業者による警報等の放送 指定地方公共機関 ・運送事業者による住民・物資の運送</p> <p>国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携</p> <p>(追加)</p>	<p>第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等</p> <p>1 (略)</p> <p>国 (対策本部) ・警報の発令 愛知県 (対策本部) ・警報の市町村への通知 春日井市 (対策本部) ・警報の伝達(サイレン等)を用いる</p> <p>避難 ・避難措置の指示 (要避難地域、避難先地域等) ・避難の指示の伝達 (避難経路、交通手段等) ・避難住民の誘導 (避難実施要領の策定) (消防等指揮、警察、自衛隊等に誘導を要請)</p> <p>救援 ・救援の指示 ・救援の補助 (食品、生活必需品等の給与、収容施設の供与、医療の提供等)</p> <p>武力攻撃災害への対処 ・武力攻撃災害への対処の指示 (消防庁長官による消防に関する指示) ・大規模又は特殊な武力攻撃災害(NBC攻撃等)への対処 ・生活関連等施設の安全確保 ・国民生活の安定</p> <p>指定公共機関 ・放送事業者による警報等の放送 指定地方公共機関 ・運送事業者による住民・物資の運送</p> <p>国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携</p> <p>注 緊急対処保護措置についても、上記と同様の仕組みで実施される。ただし、緊急処理事態においては、国の緊急処理事態対策本部長による総合調整及び内閣総理大臣による是正措置は行われぬ。</p>	<p>表記の整理</p>																				
6	<p>2 市の事務</p> <table border="1" data-bbox="230 1062 974 1137"> <tr> <td>機関の名称</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>春日井市</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3 (略)</p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関の事務</p> <table border="1" data-bbox="230 1206 974 1383"> <tr> <td>機関の名称</td> <td>事務又は業務の概要</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社</td> <td>1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答</td> </tr> </table>	機関の名称	(略)	春日井市	(略)	機関の名称	事務又は業務の概要	(略)	(略)	日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答	<p>2 市の事務</p> <table border="1" data-bbox="1095 1062 1839 1137"> <tr> <td>機関の名称</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3 (略)</p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関の事務</p> <table border="1" data-bbox="1095 1206 1839 1383"> <tr> <td>機関の名称</td> <td>事務又は業務の概要</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社</td> <td>1 医療救護 2 外国人の安否調査</td> </tr> </table>	機関の名称	(略)	市	(略)	機関の名称	事務又は業務の概要	(略)	(略)	日本赤十字社	1 医療救護 2 外国人の安否調査	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
機関の名称	(略)																						
春日井市	(略)																						
機関の名称	事務又は業務の概要																						
(略)	(略)																						
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答																						
機関の名称	(略)																						
市	(略)																						
機関の名称	事務又は業務の概要																						
(略)	(略)																						
日本赤十字社	1 医療救護 2 外国人の安否調査																						

頁	修正前	修正後	備考
	<p>(追加)</p> <p>(略) (略)</p>	<p>3 救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援</p> <p>(略) (略)</p>	
7	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>2 気候</p> <p>市の気候は、本邦の中央に位置する関係などから中部山岳の影響を受け、平成21年から平成25年までの統計数値によると、年平均気温は16.4℃と比較的温暖であるが、最高気温と最低気温の差が大きく、内陸的性格が見られる。</p> <p>年間平均降水量は1,397.5mmで県下の平均的な雨量であり、北東部の山地丘陵地は、南西部の平地に比べて降水量も多くなっているが、全般には隣接の名古屋市、瀬戸市の気候条件とほとんど変わることなく、四季を通じて比較的变化の少ない恵まれた地域である。</p> <p>市の月別平均気温と降水量（平成21年～平成25年統計）</p> 	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>2 気候</p> <p>市の気候は、本邦の中央に位置する関係などから中部山岳の影響を受け、令和元年から令和5年までの統計数値によると、年平均気温は17.3℃と比較的温暖であるが、最高気温と最低気温の差が大きく、内陸的性格が見られる。</p> <p>年間平均降水量は1,521.4mmで県下の平均的な雨量であり、北東部の山地丘陵地は、南西部の平地に比べて降水量も多くなっているが、全般には隣接の名古屋市、瀬戸市の気候条件とほとんど変わることなく、四季を通じて比較的变化の少ない恵まれた地域である。</p> <p>市の月別平均気温と降水量（令和元年～令和5年統計）</p> 	<p>統計数値等の修正</p>
8	<p>3 人口</p> <p>市の人口は、平成27年4月1日現在310,358人であり、昭和18年の市制施行から昭和33年の高蔵寺・坂下町の編入を経て、一貫して増加傾向にある。</p>	<p>3 人口</p> <p>市の人口は、令和6年4月1日現在306,426人であり、昭和18年の市制施行から昭和33年の高蔵寺・坂下町の編入を経て、平成27年まで継続して増加していたが、現在は、緩やかな人口減少傾向にある。年齢3区分別では、生産年齢人口（15～64歳の人口）と年少人口（0</p>	<p>統計数値等の修正</p>

頁	修正前	修正後	備考																																								
	<p>4 (略)</p> <p>5 空港 (略)</p> <table border="1" data-bbox="219 395 969 504"> <thead> <tr> <th>空港名</th> <th>面積</th> <th>滑走路</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営名古屋空港</td> <td>約 169ha</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 自衛隊施設 (略)</p> <table border="1" data-bbox="219 576 969 751"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>主要部隊等</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊守山駐屯地</td> <td>(追加) 第 35 普通科連隊等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊春日井駐屯地</td> <td>第 10 後方支援連隊等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	空港名	面積	滑走路	所在地	県営名古屋空港	約 169ha	(略)	(略)	施設名	主要部隊等	所在地	陸上自衛隊守山駐屯地	(追加) 第 35 普通科連隊等	(略)	陸上自衛隊春日井駐屯地	第 10 後方支援連隊等	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>～14歳の人口)が減少する一方で、高齢者人口(65歳以上の人口)は増加を続け、高齢化が進展すると見込まれる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 空港 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1081 395 1832 504"> <thead> <tr> <th>空港名</th> <th>面積</th> <th>滑走路</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県名古屋飛行場</td> <td>約 172ha</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 自衛隊施設 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1081 576 1832 751"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>主要部隊等</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊守山駐屯地</td> <td>第 10 師団司令部 第 35 普通科連隊</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊春日井駐屯地</td> <td>第 10 後方支援連隊</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	空港名	面積	滑走路	所在地	愛知県名古屋飛行場	約 172ha	(略)	(略)	施設名	主要部隊等	所在地	陸上自衛隊守山駐屯地	第 10 師団司令部 第 35 普通科連隊	(略)	陸上自衛隊春日井駐屯地	第 10 後方支援連隊	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>愛知県国民保護計画に合わせた修正</p> <p>表記の整理</p>
空港名	面積	滑走路	所在地																																								
県営名古屋空港	約 169ha	(略)	(略)																																								
施設名	主要部隊等	所在地																																									
陸上自衛隊守山駐屯地	(追加) 第 35 普通科連隊等	(略)																																									
陸上自衛隊春日井駐屯地	第 10 後方支援連隊等	(略)																																									
(略)	(略)	(略)																																									
空港名	面積	滑走路	所在地																																								
愛知県名古屋飛行場	約 172ha	(略)	(略)																																								
施設名	主要部隊等	所在地																																									
陸上自衛隊守山駐屯地	第 10 師団司令部 第 35 普通科連隊	(略)																																									
陸上自衛隊春日井駐屯地	第 10 後方支援連隊	(略)																																									
(略)	(略)	(略)																																									
10	<p>第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態 (略)</p> <p>1 武力攻撃事態の類型</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃 (略)</p> <p>・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生も想定される。また、汚い爆弾(爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾。以下「ダーティボム」という。)が使用される場合がある。</p>	<p>第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態 (略)</p> <p>1 武力攻撃事態の類型</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃 (略)</p> <p>・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生も想定される。また、NBC兵器や汚い爆弾(爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾。以下「ダーティボム」という。)が使用される場合がある。</p>	<p>愛知県国民保護計画に合わせた修正</p>																																								
13	<p>第 2 編 平素からの備えや予防</p> <p>第 1 章 組織・体制の整備等</p> <p>第 1 市における組織・体制の整備</p> <p>2 市職員の参集基準等</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第 2 編 平素からの備えや予防</p> <p>第 1 章 組織・体制の整備等</p> <p>第 1 市における組織・体制の整備</p> <p>2 市職員の参集基準等</p> <p>(1) (略)</p>																																									

頁	修正前	修正後	備考																																										
	<p>(2) 24時間即応体制の確立 (略) さらに、緊急時においては、市長、幹部職員及び国民保護担当職員との速やかな連絡が不可欠であることから、今後は、より迅速で確実な連絡方法等について検討していく。</p> <p>(3) 市の体制及び職員の参集基準等 (略)</p> <p style="text-align: center;">職員参集基準</p> <table border="1" data-bbox="273 502 972 857"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒態勢</td> <td>緊急事態警戒本部員全員</td> </tr> <tr> <td>第1次非常 配備態勢</td> <td>○本部員：各部長 ○本部職員：市民安全課全員、総務課及び 広報広聴課の概ね半数 ○支援要員：本部長判断により決定</td> </tr> <tr> <td>第2次非常 配備態勢</td> <td>○本部員：各部長 ○本部職員：市民安全課、総務課及び広報 広聴課全員 ○支援要員：本部長判断により決定</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="273 890 972 1383"> <thead> <tr> <th>事態の状況</th> <th>体制の判断基準</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事態認定前</td> <td>市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td> <td>警戒態勢</td> </tr> <tr> <td>市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）</td> <td>第1次非常配備態勢</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事態認定後</td> <td>市国民保護対策本部設置の通知がない場合</td> <td>警戒態勢</td> </tr> <tr> <td>市の全部課室での対応が必要な場合（現場か</td> <td>第1次非常配備態勢</td> </tr> </tbody> </table>	種別	参集基準	警戒態勢	緊急事態警戒本部員全員	第1次非常 配備態勢	○本部員：各部長 ○本部職員：市民安全課全員、総務課及び 広報広聴課の概ね半数 ○支援要員：本部長判断により決定	第2次非常 配備態勢	○本部員：各部長 ○本部職員：市民安全課、総務課及び広報 広聴課全員 ○支援要員：本部長判断により決定	事態の状況	体制の判断基準	体制	事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	警戒態勢	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	第1次非常配備態勢	事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	警戒態勢	市の全部課室での対応が必要な場合（現場か	第1次非常配備態勢	<p>(2) 24時間即応体制の確立 (略) さらに、緊急時においては、市長、幹部職員及び国民保護担当職員（<u>市民安全課職員</u>）との速やかな連絡が不可欠であることから、今後は、より迅速で確実な連絡方法等について検討していく。</p> <p>(3) 市の体制及び職員の参集基準等 (略)</p> <p style="text-align: center;">職員参集基準</p> <table border="1" data-bbox="1137 502 1836 857"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒態勢</td> <td>市民安全課全職員</td> </tr> <tr> <td>緊急事態 連絡室</td> <td>市長、副市長、教育長、消防長、各部局長、 各課長及び市民安全課全職員が庁舎又は 出先機関等に参集</td> </tr> <tr> <td>市国民保護 対策本部</td> <td>すべての市職員が庁舎又は出先機関等に 参集</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1137 890 1836 1383"> <thead> <tr> <th>事態の状況</th> <th>体制の判断基準</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事態認定前</td> <td>市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td> <td>警戒態勢</td> </tr> <tr> <td>市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）</td> <td>緊急事態 連絡室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事態認定後</td> <td>市国民保護対策本部設置の通知がない場合</td> <td>警戒態勢</td> </tr> <tr> <td>市の全部課室での対応が必要な場合（現場か</td> <td>緊急事態 連絡室</td> </tr> </tbody> </table>	種別	参集基準	警戒態勢	市民安全課全職員	緊急事態 連絡室	市長、副市長、教育長、消防長、各部局長、 各課長及び市民安全課全職員が庁舎又は 出先機関等に参集	市国民保護 対策本部	すべての市職員が庁舎又は出先機関等に 参集	事態の状況	体制の判断基準	体制	事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	警戒態勢	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	緊急事態 連絡室	事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	警戒態勢	市の全部課室での対応が必要な場合（現場か	緊急事態 連絡室	<p>表記の整理</p> <p>市国民保護体制の見直しに伴う修正</p> <p>表記の整理</p>
種別	参集基準																																												
警戒態勢	緊急事態警戒本部員全員																																												
第1次非常 配備態勢	○本部員：各部長 ○本部職員：市民安全課全員、総務課及び 広報広聴課の概ね半数 ○支援要員：本部長判断により決定																																												
第2次非常 配備態勢	○本部員：各部長 ○本部職員：市民安全課、総務課及び広報 広聴課全員 ○支援要員：本部長判断により決定																																												
事態の状況	体制の判断基準	体制																																											
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	警戒態勢																																											
	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	第1次非常配備態勢																																											
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	警戒態勢																																											
	市の全部課室での対応が必要な場合（現場か	第1次非常配備態勢																																											
種別	参集基準																																												
警戒態勢	市民安全課全職員																																												
緊急事態 連絡室	市長、副市長、教育長、消防長、各部局長、 各課長及び市民安全課全職員が庁舎又は 出先機関等に参集																																												
市国民保護 対策本部	すべての市職員が庁舎又は出先機関等に 参集																																												
事態の状況	体制の判断基準	体制																																											
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	警戒態勢																																											
	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	緊急事態 連絡室																																											
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	警戒態勢																																											
	市の全部課室での対応が必要な場合（現場か	緊急事態 連絡室																																											

頁	修正前				修正後				備考																																				
15			らの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	勢			らの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)		表記の整理  表記の整理																																				
		市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	第2次非常配備態勢		市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		市国民保護対策本部																																						
	3 (略)				3 (略)																																								
	4 国民の権利利益の救済に係る手続等				4 国民の権利利益の救済に係る手続等																																								
	(1) 国民の権利利益の迅速な救済				(1) 国民の権利利益の迅速な救済																																								
	<p>市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。</p> <p>(略)</p> <p>国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧</p> <table border="1" data-bbox="273 820 976 1383"> <thead> <tr> <th colspan="2">手続項目等</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">損失補償 (法第 159 条第 1 項)</td> <td>特定物資の収用に関する事 こと。(法第 81 条第 2 項)</td> <td>市民安全課</td> </tr> <tr> <td>特定物資の保管命令に関する 事こと。(法第 81 条第 3 項)</td> <td>市民安全課</td> </tr> <tr> <td>土地等の使用に関する事 こと。(法第 82 条)</td> <td>管財契約課</td> </tr> <tr> <td>応急公用負担に関する事 こと。(法第 113 条第 1 項・5 項)</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>損害補償 (法第 160 条)</td> <td>国民への協力要請によるも の(法第 70 条第 1・3 項、 80 条第 1 項、115 条第 1 項、 123 条第 1 項)</td> <td>管財契約課</td> </tr> <tr> <td>不服申立てに関する事 こと。(法第 6 条、175 条)</td> <td></td> <td>総務課</td> </tr> </tbody> </table>				手続項目等		担当課	損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事 こと。(法第 81 条第 2 項)	市民安全課	特定物資の保管命令に関する 事こと。(法第 81 条第 3 項)	市民安全課	土地等の使用に関する事 こと。(法第 82 条)	管財契約課	応急公用負担に関する事 こと。(法第 113 条第 1 項・5 項)	総務課	損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるも の(法第 70 条第 1・3 項、 80 条第 1 項、115 条第 1 項、 123 条第 1 項)	管財契約課	不服申立てに関する事 こと。(法第 6 条、175 条)		総務課	<p>市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。</p> <p>(略)</p> <p>国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧</p> <table border="1" data-bbox="1135 820 1839 1383"> <thead> <tr> <th colspan="2">手続項目等</th> <th>(削除)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">損失補償 (法第 159 条第 1 項)</td> <td>特定物資の収用に関する事 こと。(法第 81 条第 2 項)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>特定物資の保管命令に関する 事こと。(法第 81 条第 3 項)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>土地等の使用に関する事 こと。(法第 82 条)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>応急公用負担に関する事 こと。(法第 113 条第 1 項・5 項)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>損害補償 (法第 160 条)</td> <td>国民への協力要請によるも の(法第 70 条第 1・3 項、 80 条第 1 項、115 条第 1 項、 123 条第 1 項)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>不服申立てに関する事 こと。(法第 6 条、175 条)</td> <td></td> <td>(削除)</td> </tr> </tbody> </table>				手続項目等		(削除)	損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事 こと。(法第 81 条第 2 項)	(削除)	特定物資の保管命令に関する 事こと。(法第 81 条第 3 項)	(削除)	土地等の使用に関する事 こと。(法第 82 条)	(削除)	応急公用負担に関する事 こと。(法第 113 条第 1 項・5 項)	(削除)	損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるも の(法第 70 条第 1・3 項、 80 条第 1 項、115 条第 1 項、 123 条第 1 項)	(削除)	不服申立てに関する事 こと。(法第 6 条、175 条)		(削除)	
手続項目等		担当課																																											
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事 こと。(法第 81 条第 2 項)	市民安全課																																											
	特定物資の保管命令に関する 事こと。(法第 81 条第 3 項)	市民安全課																																											
	土地等の使用に関する事 こと。(法第 82 条)	管財契約課																																											
	応急公用負担に関する事 こと。(法第 113 条第 1 項・5 項)	総務課																																											
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるも の(法第 70 条第 1・3 項、 80 条第 1 項、115 条第 1 項、 123 条第 1 項)	管財契約課																																											
不服申立てに関する事 こと。(法第 6 条、175 条)		総務課																																											
手続項目等		(削除)																																											
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事 こと。(法第 81 条第 2 項)	(削除)																																											
	特定物資の保管命令に関する 事こと。(法第 81 条第 3 項)	(削除)																																											
	土地等の使用に関する事 こと。(法第 82 条)	(削除)																																											
	応急公用負担に関する事 こと。(法第 113 条第 1 項・5 項)	(削除)																																											
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるも の(法第 70 条第 1・3 項、 80 条第 1 項、115 条第 1 項、 123 条第 1 項)	(削除)																																											
不服申立てに関する事 こと。(法第 6 条、175 条)		(削除)																																											

頁	修正前	修正後	備考								
	訴訟に関すること。(法第6条、175条)	訴訟に関すること。(法第6条、175条)									
18	<p>第3 通信の確保</p> <p>2 非常通信体制の確保</p> <p>市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に 行うため、<u>情報伝達ルート</u>の多ルート化や停電等に備えて非常用電 源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、 連絡体制の整備に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>また、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速か つ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t)、全国瞬時警報システム (J - A L E R T) を的確に活 用する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第3 通信の確保</p> <p>2 <u>高度情報通信ネットワーク</u>等による通信の確保</p> <p>市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に 行うため、<u>情報伝達</u>の多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確 保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡 体制の整備に努める。</p> <p><u>非常通信体制の確保に当たっては、<u>高度情報通信ネットワーク</u>な ど自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、 次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。</u></p> <p>また、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速か つ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t)、全国瞬時警報システム (J - A L E R T) を的確に活 用する。</p> <table border="1" data-bbox="1093 730 1832 1362"> <tr> <td data-bbox="1093 730 1160 1189" rowspan="4">施設・ 設備 面</td> <td data-bbox="1160 730 1832 837">・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非 常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・ 運用体制の構築を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 837 1832 1013">・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数 の情報伝達手段の整備 (有線・無線系、地上系・衛 星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置 の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整 備を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1013 1832 1082">・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互 接続等によるネットワーク間の連携を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1082 1832 1189">・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、 国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的 に総点検する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1189 1160 1362" rowspan="2">運用 面</td> <td data-bbox="1160 1189 1832 1260">・夜間・休日の場合等における体制を確保するととも に、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1260 1832 1362">・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信 輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれ た場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関</td> </tr> </table>	施設・ 設備 面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非 常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・ 運用体制の構築を図る。	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数 の情報伝達手段の整備 (有線・無線系、地上系・衛 星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置 の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整 備を図る。	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互 接続等によるネットワーク間の連携を図る。	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、 国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的 に総点検する。	運用 面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するととも に、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信 輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれ た場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
施設・ 設備 面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非 常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・ 運用体制の構築を図る。										
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数 の情報伝達手段の整備 (有線・無線系、地上系・衛 星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置 の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整 備を図る。										
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互 接続等によるネットワーク間の連携を図る。										
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、 国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的 に総点検する。										
運用 面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するととも に、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。										
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信 輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれ た場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関										

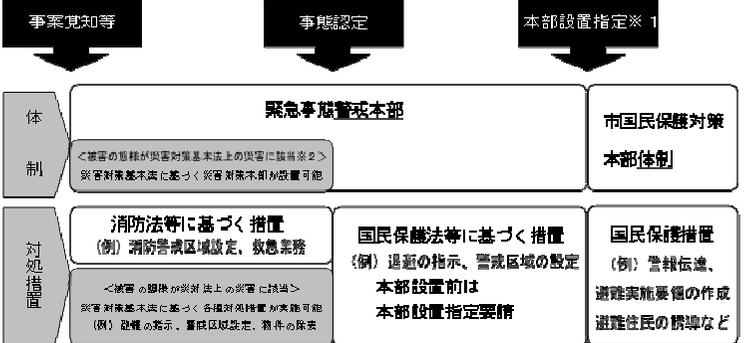
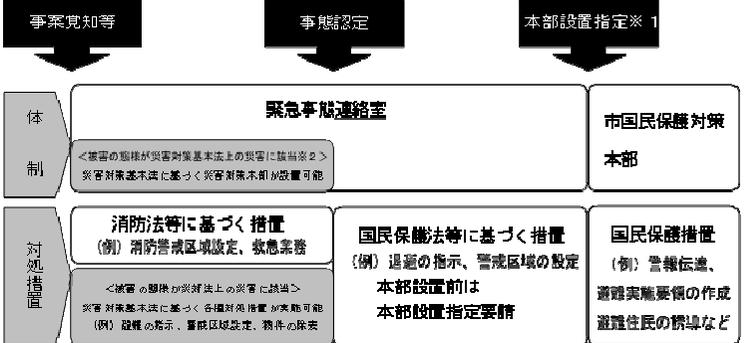
頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>との実践的通信訓練の実施を図る。</u></p> <p>・<u>通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</u></p> <p>・<u>無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防・救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</u></p> <p>・<u>電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</u></p> <p>・<u>担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</u></p> <p>・<u>国民に情報を提供するに当たっては、サイレン、広報車等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</u></p>	
19	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 体制の整備に当たっての留意事項</p> <p>体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。</p>	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 体制の整備に当たっての留意事項</p> <p>体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。</p>	

頁	修正前	修正後	備考										
	<p>また、非常通信体制の確保に当たっては、高度情報通信ネットワークなど自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。</p> <table border="1" data-bbox="226 363 969 1378"> <tr> <td data-bbox="226 363 293 820" rowspan="4">施設・設備面</td> <td data-bbox="293 363 969 469"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 469 969 644"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 644 969 715"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 715 969 820"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 820 293 1378" rowspan="4">運用面</td> <td data-bbox="293 820 969 890"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 890 969 1034"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1034 969 1241"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1241 969 1378"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防・救急無</li> </ul> </td> </tr> </table>	施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul>	運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防・救急無</li> </ul>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> </ul>												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li> </ul>												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> </ul>												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul>												
運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> </ul>												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> </ul>												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> </ul>												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防・救急無</li> </ul>												

頁	修正前	修正後	備考
21	<p>線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</p> <p>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</p> <p>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</p> <p>・国民に情報を提供するに当たっては、サイレン、広報車等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、原則として、安否情報システムを利用する。ただし、安否情報システムが利用できない場合は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、原則として、<u>武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。</u>ただし、安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する</p>	<p>国が示した市町村国民保護計画変更の参考例を反映</p>
22	<p>第5 研修及び訓練</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 訓練の形態及び項目</p> <p>(略)</p> <p>ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対</p>	<p>第5 研修及び訓練</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 訓練の形態及び項目</p> <p>(略)</p> <p>ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び設置</p>	<p>表記の整理</p>

頁	修正前	修正後	備考
	策本部設置運営訓練	運営訓練	
24	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 高齢者、障がい者等要配慮者への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難支援プラン</u>を活用しつつ、<u>要配慮者の避難対策</u>を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部課を中心とした横断的な「<u>要配慮者支援班</u>」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p>	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 高齢者、障がい者等<u>避難行動要支援者</u>への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用しつつ、<u>避難行動要支援者の避難対策</u>を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部課を中心とした横断的な「<u>避難行動要支援者支援班</u>」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p>	<p>国が示した市町村国民保護計画変更の参考例を反映</p>
28	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 (略)</p> <p>1 事態認定前における緊急事態警戒本部の設置及び初動措置</p> <p>(1) 緊急事態警戒本部の設置</p> <p>ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態警戒本部」を設置する。緊急事態警戒本部は、市対策本部員のうち、<u>国民保護担当部課長</u>など、<u>事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員</u>により構成する。</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 (略)</p> <p>1 事態認定前における緊急事態<u>連絡室</u>の設置及び初動措置</p> <p>(1) 緊急事態<u>連絡室</u>の設置</p> <p>ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態<u>連絡室</u>」を設置する。緊急事態<u>連絡室</u>は、市対策本部員のうち、<u>事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員</u>により構成する。</p>	<p>市国民保護体制の見直しに伴う修正</p>

頁	修正前	修正後	備考
29	<p style="text-align: center;"><b>緊急事態警戒本部の構成等</b></p> <p style="text-align: center;"><b>緊急事態警戒本部</b></p> <p>本部長 市長    副本部長 副市長(2)    教育長    参集部員 総務部長    総務部市民安全課長    総務部市民安全課全職員    市民生活部長    健康福祉部長    建設部長    上下水道部長    消防長    消防本部消防総務課長    消防本部通信指令室長    消防本部通信指令室職員    教育部長    教育委員会教育総務課長</p> <p style="text-align: center;"><b>関係機関</b></p> <p>愛知県    県警察    自衛隊    その他関係機関</p> <p>・迅速な情報収集・分析    ・緊急事態警戒本部の設置報告・必要に応じ連絡員等の派遣を要請</p> <p>※緊急事態警戒本部の代替職員については、本部長が指名する。</p> <p>イ 緊急事態警戒本部は、関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態警戒本部を設置した旨について、県に連絡を行う。      この場合、緊急事態警戒本部は迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。</p> <p>(2) 初動措置の確保      ア 市は、緊急事態警戒本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。</p> <p>イ、ウ (略)      (3) (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>緊急事態連絡室の構成等</b></p> <p style="text-align: center;"><b>緊急事態連絡室</b></p> <p>連絡室長 (市長)</p> <p>○参集室員    副市長、教育長、総務部長、企画経営部長、DX推進部長、市民生活部長、いきがい創生部長、健康福祉部長、こども未来部長、環境部長、産業部長、まちづくり推進部長、建設部長、上下水道部長、会計管理者、消防長、教育部長、議会事務局長、監査事務局長、市民病院事務局長、各課長、総務部市民安全課全職員</p> <p style="text-align: center;"><b>関係機関</b></p> <p>愛知県    県警察    自衛隊    その他関係機関</p> <p>・迅速な情報収集・分析    ・緊急事態連絡室の設置報告・必要に応じ連絡員等の派遣を要請</p> <p>※事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う。</p> <p>イ 緊急事態連絡室は、関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。      この場合、緊急事態連絡室は迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。</p> <p>(2) 初動措置の確保      ア 市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。</p> <p>イ、ウ (略)      (3) (略)</p>	<p>市国民保護体制の見直しに伴う修正</p> <p>市国民保護体制の見直しに伴う修正</p> <p>市国民保護体制の見直しに伴う修正</p>

頁	修正前	修正後	備考
30	<p>(4) 対策本部への移行に要する調整 緊急事態警戒本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態警戒本部は廃止する。</p>  <p>※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。 ※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火事・爆発、放射能物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。</p> <p>2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や、武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、警戒態勢をとり、又は緊急事態警戒本部を設置して、即応体制の強化を図る。 (略)</p>	<p>(4) 対策本部への移行に要する調整 緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。</p>  <p>※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。 ※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火事・爆発、放射能物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。</p> <p>2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 市は、国から県を通じて、態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や、武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、警戒態勢をとり、又は緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。 (略)</p>	<p>市国民保護体制の見直しに伴う修正</p> <p>表記の整理</p> <p>市国民保護体制の見直しに伴う修正</p>
31	<p>第2章 市対策本部の設置等 市対策本部を迅速に設置するため、<u>市対策本部を設置する場合の</u>手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。 1 市対策本部の設置 (1) 市対策本部の設置の手順 <u>市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。</u> ア (略) イ 市長による市対策本部の設置 指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する(※)</p>	<p>第2章 市対策本部の設置等 市対策本部を迅速に設置するため、手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。 1 市対策本部の設置 (1) 市対策本部の設置の手順 <u>(削除)</u> ア (略) イ 市長による市対策本部の設置 指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する(※)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	修正前	修正後	備考
32	<p>事前に緊急事態警戒本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする)。</p> <p>ウ 市対策本部員及び市対策本部職員等の参集 市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、あらかじめ定めてある連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。</p> <p>エ 市対策本部の開設 市対策本部担当者は、市庁舎 6 階災害対策室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。</p> <p>(略)</p> <p>オ 交代要員等の確保 市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。</p> <p>カ (略)</p> <p>(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等 市長は、市が市町村対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする)。</p> <p>ウ 市対策本部員及び市対策本部職員等の参集 国民保護担当職員は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、あらかじめ定めてある連絡網を活用し、市対策本部等に参集するよう連絡する。</p> <p>エ 市対策本部の開設 国民保護担当職員は、市庁舎 6 階災害対策室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。</p> <p>(略)</p> <p>オ 交代要員等の確保 市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、燃料等の備蓄及び自家発電設備の確保等を行う。</p> <p>カ (略)</p> <p>(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等 市長は、市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>市国民保護体制の見直しに伴う修正 表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	修正前	修正後	備考						
	<p style="text-align: center;"><b>市対策本部の組織及び機能</b></p> <p style="text-align: center;">市対策本部</p> <p>対策本部会議</p> <p>対策本部長 市長</p> <p>対策副本部長 副市長(2) 教育長</p> <p>本部員</p> <p>企画政策部長 総務部長 財政部長 市民生活部長 文化スポーツ部長 健康福祉部長 青少年子ども部長 環境部長 産業部長 まちづくり推進部長 建設部長 市民病院事務局長 上下水道部長 会計管理者 消防長 教育部長 議会事務局長 監査事務局長</p> <p>本部長の補佐機能 (本部職員)</p> <p>本部班 総務班 広報班</p> <p>現地対策本部</p> <p>現地調整所</p> <p>支援要員</p> <p>各部課、出先機関 (消防本部を除く)</p> <p>※支援要員の構成は、防災に関する体制を活用しつつ、本部長の判断により決定する。 ※消防本部は別に定める体制による。</p> <p>※対策本部長が必要と認めるときは、国、県の職員、その他市の職員以外の者を本部会議に出席させることができる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>市対策本部の組織及び機能</b></p> <p style="text-align: center;">市対策本部</p> <table border="1"> <tr> <td>対策本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>対策副本部長</td> <td>副市長、教育長</td> </tr> <tr> <td>対策本部員</td> <td>総務部長、企画経営部長、DX推進部長、市民生活部長、いきがい創生部長、健康福祉部長、子ども未来部長、環境部長、産業部長、まちづくり推進部長、建設部長、上下水道部長、会計管理者、消防長、教育部長、議会事務局長、監査事務局長、市民病院事務局長</td> </tr> </table> <p>各部課、出先機関 (消防本部を除く)</p> <p>支援要員派遣</p> <p>決定内容の指示</p> <p>市対策本部事務局 (市民安全課職員)</p> <p>対策本部長の意思決定を補佐</p> <p>○市対策本部員会議における決定内容等を踏まえて、各部課室において措置を実施する。(市対策本部員会議には、各部課室から支援要員を派遣して円滑な連絡調整を図る。)</p> <p>※各部課室において実施する措置は、地域防災計画に定める体制・事務分掌を適用し、必要に応じて本部長の判断により決定する。</p> <p>※対策本部長が必要と認めるときは、国、県の職員、その他市の職員以外の者を本部会議に出席させることができる。</p> <p>現地対策本部</p> <p>現地調整所</p>	対策本部長	市長	対策副本部長	副市長、教育長	対策本部員	総務部長、企画経営部長、DX推進部長、市民生活部長、いきがい創生部長、健康福祉部長、子ども未来部長、環境部長、産業部長、まちづくり推進部長、建設部長、上下水道部長、会計管理者、消防長、教育部長、議会事務局長、監査事務局長、市民病院事務局長	<p>市国民保護体制の見直しに伴う修正</p>
対策本部長	市長								
対策副本部長	副市長、教育長								
対策本部員	総務部長、企画経営部長、DX推進部長、市民生活部長、いきがい創生部長、健康福祉部長、子ども未来部長、環境部長、産業部長、まちづくり推進部長、建設部長、上下水道部長、会計管理者、消防長、教育部長、議会事務局長、監査事務局長、市民病院事務局長								

頁	修正前			修正後	備考
33	<p>班</p> <p>本部班</p>	<p>班長</p> <p>総務部 市民安全課長</p>	<p>機能</p> <p>1 市対策本部会議の運営に関する事項</p> <p>2 収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐</p> <p>3 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示</p> <p>4 他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項</p> <p>5 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項</p> <p>6 市が行う国民保護措置に関する調整</p>	(削除)	市国民保護体制の見直しに伴う修正
	<p>総務班</p>	<p>総務部 総務課長</p>	<p>1 次の情報に関する国、県、他の市町村等、関係機関からの情報収集、整理及び集約</p> <p>○被災情報 ○避難や救援の実施状況</p> <p>○災害への対応状況</p> <p>○安否情報 ○その他統括班等から収集を依頼された情報</p> <p>2 通信回線や通信機器の確保</p> <p>3 市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理</p> <p>4 市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項</p>		



頁	修正前	修正後	備考
	<p>の情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。</p>	<p>の情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、市災害救援ボランティアセンターにおける登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。</p>	<p>表記の整理</p>
<p>40</p> <p>41</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p> <p>ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合</p> <p>原則として、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。</p> <p><u>(ウ)</u> 広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、区・町内会・自治会への協力依頼などの方法も活用する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>この場合において、消防本部及び消防署は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、区・</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容は、<u>緊急情報ネットワークシステム (Em-net) 全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等</u>を活用し、地方公共団体に伝達される。<u>全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</u></p> <p>ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合</p> <p><u>(ア)</u> 原則として、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</p> <p><u>(イ)</u> <u>その他、安全安心情報ネットワーク、緊急速報メール等</u>を活用し、住民に周知を図る。</p> <p>イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。</p> <p><u>また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、区・町内会・自治会への協力依頼などの方法も活用する。</u></p> <p><u>※全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>この場合において、消防本部及び消防署は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、区・</p>	<p>国が示した市町村国民保護計画変更の参考例を反映</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>国が示した市町村国民保護計画変更の参考例を反映</p>

頁	修正前	修正後	備考
	<p>町内会・自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>要配慮者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で<u>避難支援プラン</u>を活用するなど、<u>要配慮者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>町内会・自治会や<u>避難行動要支援者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>避難行動要支援者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用するなど、<u>避難行動要支援者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>国が示した市町村国民保護計画変更の参考例を反映</p> <p>国が示した市町村国民保護計画変更の参考例を反映</p>
43	<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 避難実施要領の策定における考慮事項 ア～オ (略) カ <u>要配慮者の避難方法の決定（<u>避難支援プラン</u>、<u>要配慮者支援班</u>の設置）</u> キ～コ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 避難実施要領の策定における考慮事項 ア～オ (略) カ <u>避難行動要支援者の避難方法の決定（<u>避難行動要支援者名簿</u>、<u>避難行動要支援者支援班</u>の設置）</u> キ～コ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>国が示した市町村国民保護計画変更の参考例を反映</p>
44	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防機関の活動 ア (略) イ 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、区・町内会・自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>要配慮者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防機関の活動 ア (略) イ 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、区・町内会・自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>国が示した市町村国民保護計画変更の参考例を反映</p>
45	<p>(6) 高齢者、障がい者等への配慮 市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、<u>要配慮者支援班</u>を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、<u>要配慮者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p>	<p>(6) 高齢者、障がい者等への配慮 市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、<u>避難行動要支援者支援班</u>を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、<u>避難行動要支援者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p>	<p>国が示した市町村国民保護計画変更の参考例を反映</p>

頁	修正前	修正後	備考
46	<p>(7)～(13) (略)</p> <p>(14) 大規模集客施設等における施設滞在者等の避難 大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</p> <p>4 事態の類型等に応じた避難の指示に当たっての留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合 ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。</p>	<p>(7)～(13) (略)</p> <p>(14) 大規模集客施設等における施設滞在者等の避難 大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</p> <p>4 事態の類型等に応じた避難の指示に当たっての留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合 ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、<u>国</u>の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。</p>	<p>表記の整理</p>
47	<p>(3) 弾道ミサイル攻撃の場合 ア (略) イ (略) (ア) (略) (イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令</p>	<p>(3) 弾道ミサイル攻撃の場合 ア (略) イ (略) (ア) (略) (イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、<u>国</u>の対策本部長がその都度警報を発令</p>	<p>表記の整理</p>
48	<p>(4) 航空攻撃の場合 攻撃目標を早期に判定することは困難であり、国の対策本部長から当初は攻撃の目標地を限定せずに広範囲に屋内避難を内容とする避難措置を指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。 ア できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難を指示する。 イ 攻撃直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続させるとともに、被害内容が判明後、国の対策本部長からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を指示する。</p> <p>(5) NBC攻撃の場合</p>	<p>(4) 航空攻撃の場合 攻撃目標を早期に判定することは困難であり、国の対策本部長から当初は攻撃の目標地を限定せずに広範囲に屋内避難を内容とする避難措置を<u>県</u>を通じて指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。 ア できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難を誘導する。 イ 攻撃直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続させるとともに、被害内容が判明後、国の対策本部長からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を誘導する。</p> <p>(5) NBC攻撃の場合</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	修正前	修正後	備考
	<p>NBC攻撃の場合の避難においては、次のことに留意して避難の指示を行う。</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 国の対策本部長から示されるNBC攻撃のそれぞれの特性に応じた避難措置の指示の内容を十分に踏まえること。</p>	<p>NBC攻撃の場合の避難においては、次のことに留意して避難の誘導を行う。</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 国の対策本部長から<u>県を通じて</u>示されるNBC攻撃のそれぞれの特性に応じた避難措置の指示の内容を十分に踏まえること。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
57	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第2 応急措置等</p> <p>4 消防に関する措置等</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 緊急消防援助隊等の応援要請</p> <p>市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。</p>	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第2 応急措置等</p> <p>4 消防に関する措置等</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 緊急消防援助隊等の応援要請</p> <p>市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊の<u>応援等の要請等に関する要綱</u>に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。</p>	<p>表記の整理</p>
59	<p>第3 生活関連等施設における災害への対処等</p> <p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置</p> <p>ア 対象</p> <p>市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)において貯蔵し、又は取り扱うもの(国民保護法施行令第29条)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ 措置</p> <p>(ア) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又</p>	<p>第3 生活関連等施設における災害への対処等</p> <p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置</p> <p>ア 対象</p> <p><u>(ア) 市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)において貯蔵し、又は取り扱うもの(国民保護法施行令第29条)</u></p> <p><u>(イ) 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者同法第3の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱う者に限る。)を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの</u></p> <p>イ 措置</p> <p>(ア) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	修正前	修正後	備考																										
	は制限（消防法第12条の3）	は制限（ <u>危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については国民保護法第103条第3項第1号</u> ）	表記の整理																										
61	<p>第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</p> <p>市は、<u>近隣県に所在する原子力発電所等及び運搬中の核燃料物質等が武力攻撃を受けた場合、原則として、市地域防災計画（原子力災害対策計画）に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u></p> <p>また、<u>NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。</u></p> <p>1 応急措置の実施 <u>（追加）</u></p> <p><u>(1)、(2)（略）</u></p> <p>2～4（略）</p>	<p>第4 NBC攻撃による災害への対処等</p> <p>市は、<u>NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。</u></p> <p>また、<u>近隣県に所在する原子力発電所等及び運搬中の核燃料物質等が武力攻撃を受けた場合、原則として、市地域防災計画（原子力災害対策計画）に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u></p> <p>1 応急措置の実施</p> <p><u>(1) NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。</u></p> <p><u>(2)、(3)（略）</u></p> <p>2～4（略）</p>	表記の整理																										
62	<p>5 市長の権限</p> <p>(1) 市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。</p> <table border="1" data-bbox="219 890 1055 1018"> <thead> <tr> <th><u>（追加）</u></th> <th>対象物件等</th> <th>措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 上記(1)表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。</p> <table border="1" data-bbox="219 1158 1055 1369"> <thead> <tr> <th rowspan="3"><u>（追加）</u></th> <th>1</th> <td>当該措置を講ずる旨</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>2</th> <td>当該措置を講ずる理由</td> </tr> <tr> <th>3</th> <td>当該措置の対象となる物件</td> </tr> </tbody> </table>	<u>（追加）</u>	対象物件等	措置	（略）	（略）	（略）	<u>（追加）</u>	1	当該措置を講ずる旨	2	当該措置を講ずる理由	3	当該措置の対象となる物件	<p>5 市長の権限</p> <p>(1) 市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。</p> <table border="1" data-bbox="1084 890 1919 1018"> <thead> <tr> <th><u>国民保護法第108条第1項</u></th> <th>対象物件等</th> <th>措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 上記(1)表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1084 1158 1919 1369"> <thead> <tr> <th rowspan="3"><u>国民保護法施行令第31条第1項</u></th> <th>1号</th> <td>（略）</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>2号</th> <td>（略）</td> </tr> <tr> <th>3号</th> <td><u>当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>国民保護法第108条第1項</u>	対象物件等	措置	（略）	（略）	（略）	<u>国民保護法施行令第31条第1項</u>	1号	（略）	2号	（略）	3号	<u>当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）</u>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
<u>（追加）</u>	対象物件等	措置																											
（略）	（略）	（略）																											
<u>（追加）</u>	1	当該措置を講ずる旨																											
	2	当該措置を講ずる理由																											
	3	当該措置の対象となる物件																											
<u>国民保護法第108条第1項</u>	対象物件等	措置																											
（略）	（略）	（略）																											
<u>国民保護法施行令第31条第1項</u>	1号	（略）																											
	2号	（略）																											
	3号	<u>当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）</u>																											

頁	修正前		修正後		備考
		4 当該措置を講ずる時期		4号 (略)	
		5 当該措置の内容		5号 (略)	
65	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」(平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>		<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針(改訂版)」(平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>		表記の整理
67	<p>第11章 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>(略)</p> <p>【特殊標章等の意義について】</p> <p>千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。</p>		<p>第11章 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>(略)</p> <p>【特殊標章等の意義について】</p> <p>1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。</p>		表記の整理
69	<p>第4編 復旧等</p> <p>第1章 応急の復旧</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通信機器の応急の復旧</p> <p>市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。</p>		<p>第4編 復旧等</p> <p>第1章 応急の復旧</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通信機器の応急の復旧</p> <p>市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省(東海総合通信局)にその状況を連絡する。</p>		表記の整理